

共通番号制度における 個人情報保護について

内閣官房 内閣審議官
向 井 治 紀

社会保障・税番号制度の概要

- ① 住民一人ひとりに唯一無二の番号（マイナンバー）を付番。
- ② 行政機関は保有する住民情報をマイナンバーで管理、住民情報を正確に名寄せ（同一人の情報と確認）、必要な限度で行政機関間で住民情報をシステムで共有。
- ③ 個人番号カードで対面・非対面の高精度な本人確認を実現。

【メリット】

- 添付書類の削減など国民の利便性向上
- 住民情報の確認事務の効率化など行政運営の効率化
- きめ細やかな行政サービスや不正発見が容易になるなど、給付と負担の公平性を確保

【デメリット】

- 個人情報の漏えい、なりすまし犯罪、国家管理等への懸念
→ マイナンバー及びそれと紐付いた個人情報の目的外利用・目的外提供の禁止、マイナンバーのみでの本人確認の禁止、監視機関の設置など各種保護措置が講じられる。

社会保障・税番号制度の導入趣旨・仕組み

番号制度は、**情報化社会の基盤**であるとともに、**より公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）**である。これにより、**行政運営の効率性・透明性**を高め、よりきめ細かい**社会保障の実現**など、**国民にとって利便性の高い行政サービスを実現**する。

社会保障、地方税、防災に関する事務及びその他これらの事務に類する事務であって地方公共団体が**条例で定める事務**で利用

- ◎個人に
- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
 - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③**「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性**(見える番号)
 - ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな12桁の「個人番号」**を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する13桁の**「法人番号」**を付番する仕組み

自由に活用可能

個人番号

2015年10月に市町村長が通知カードで通知
2016年1月から利用開始

法人番号

2015年10月に国税庁長官が通知
2016年1月から利用開始

①付番

情報提供ネットワークシステム

2017年1月から国の機関間で連携開始
2017年7月から地方公共団体が連携参加

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。**情報提供ネットワークシステムでの照会には回答義務。

➢ 連携する個人情報の種別やその利用事務は番号法又は**条例で定める**ものに限定。

③本人確認

◎**個人が様々な場面で自分が自分であることを証明するための仕組み**

◎**個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。**

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号カード

2016年1月より市町村長が交付

ICチップの空き領域を①市区町村の機関が地域住民の利便性の向上に資するものとして**条例に定める事務**又は②政令に定める地方公共団体の事務に活用

マイ・ポータル

情報提供等記録開示、自己情報開示、**プッシュ型サービス**、を実現。将来はワンストップサービスも検討。

2

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかと懸念。
- 個人番号の不正利用（例：いわゆる**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施（番号法第2条第14号）
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施
- ⑤ 公的個人認証の活用

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）



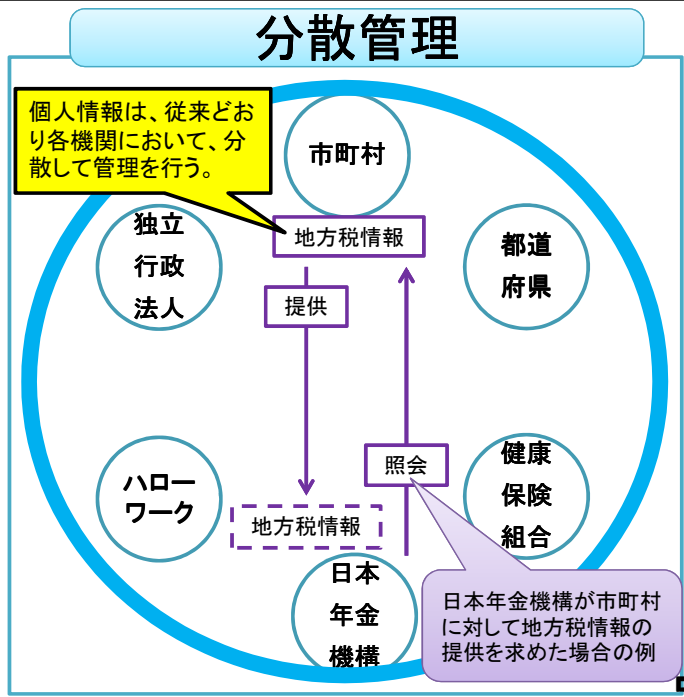
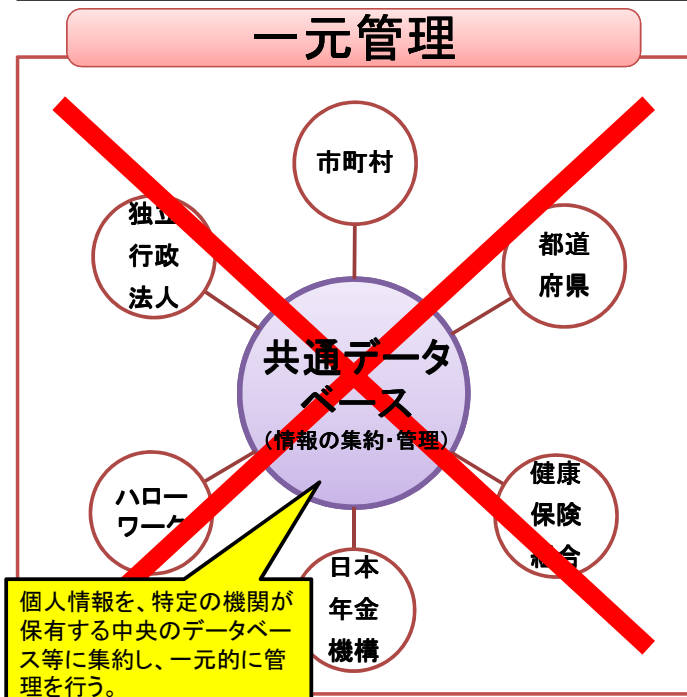
3

個人番号の利用範囲

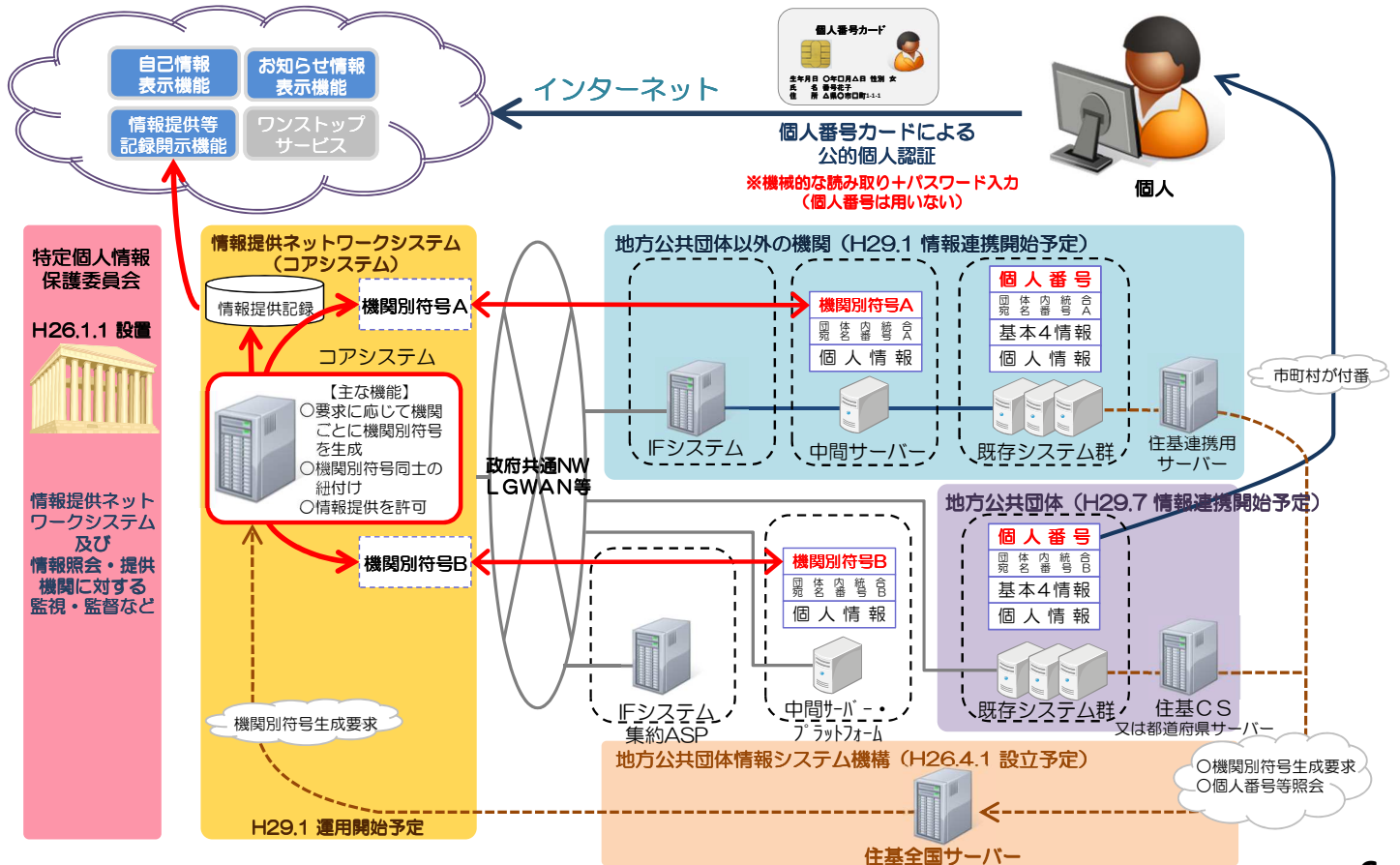
社会保障分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>別表第一(第9条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務
	税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p>⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>	
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって 地方公共団体が条例で定める事務 に利用。		

個人情報管理の方法について

- ✖ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

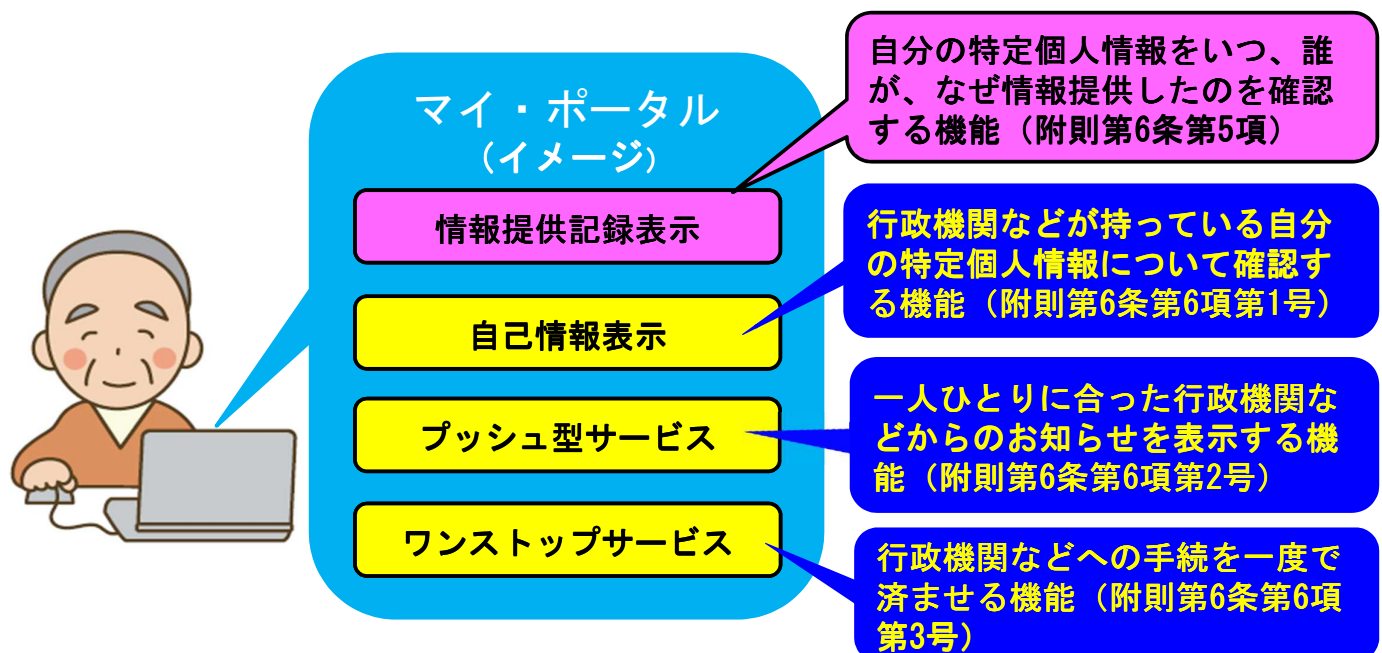


番号制度における情報連携の概要



マイ・ポータル

- 政府は、法律施行後 1 年を目途として、**情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)**を設置する。
(番号法附則第 6 条第 5 項)



「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

あわせて、クラウドの活用や社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

また、個人番号カードの活用も視野に入れつつ、今後整備される「**マイポータル(仮称)**」を活用した個人向けサービスを展開し、行政のコンシェルジュサービスともいえる利用者一人一人のニーズに合わせたワンストップ・プッシュ型サービス等、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能とする「**マイガバメント**」を実現する。

(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

また、番号制度を導入する行政分野等について、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府CIOの指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組む。

また、自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項

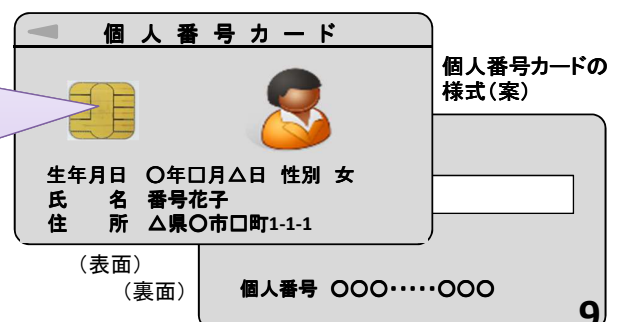


~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)が記録されているので、カードを盗まれたり落としたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



個人番号カード(ICチップ)に、**プライバシー性の高い個人情報は記録されない。**

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『**地方税関係情報**』や『**年金給付関係情報**』等の**特定個人情報**は記録されない。



罰則の強化

番号法			同種法令における類似規定の罰則			
条項	行為	法定刑	行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	67条	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万以下の罰金 or 併科	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
2	68条	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役 or 150万以下の罰金 or 併科	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
3	69条	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上
4	70条	人を欺き 、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により 個人番号を取得	3年以下の懲役 or 150万以下の罰金	—	—	(割賦販売法・クレジットカード番号について) 3年以下の懲役 or 50万以下の罰金
5	71条	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
6	72条	委員会の 委員等 が、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金
7	73条	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
8	74条	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
9	75条	偽りその他 不正の手段により個人番号カード・通知カードを取得	6月以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制(平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))
(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)
- 任期5年・国会同意人事



主な所掌事務

監視・監督

- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求



特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあつせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

監視・監督

指針

評価書

広報・啓発

あつせん

苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

特定個人情報保護委員会の体制

- 番号法の経過措置により、設置(26年1月1日)から1年間は委員長及び委員2名により構成。
 - 委員長(常勤) 堀部 政男(元一橋大学法学部教授)
 - 委員(常勤) 阿部 孝夫(元川崎市長)
 - 委員(非常勤) 手塚 悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

委員会の当面の予定

- 特定個人情報保護評価に関する委員会規則及び指針の策定
 - 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。
 - 国の行政機関、地方公共団体等は、委員会の策定する規則及び指針に基づき、特定個人情報保護評価を行うこととされている。
- 個人番号の適正な利用に係るガイドライン、監視監督の指針の策定
- 番号制度における個人情報保護についての周知・広報
- 情報提供ネットワークシステムの監査 等

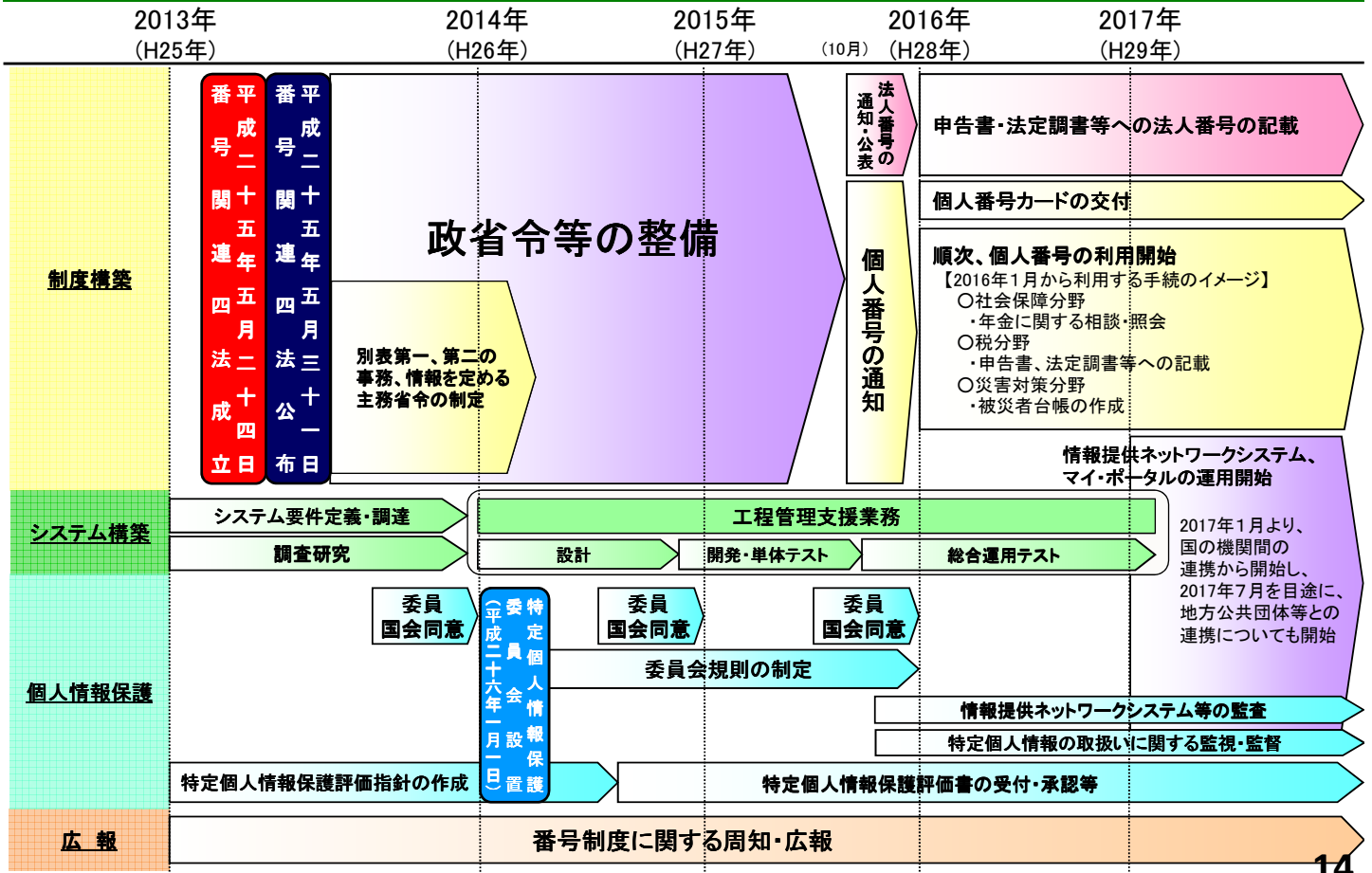
特定個人情報保護評価

行政機関の長等（行政機関の長、**地方公共団体の機関**、独立行政法人等、地方独立行政法人など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを**保有する前に、特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、**自ら所定の様式の評価書に記載し、公表**するもの。

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



IT総合戦略本部の体制

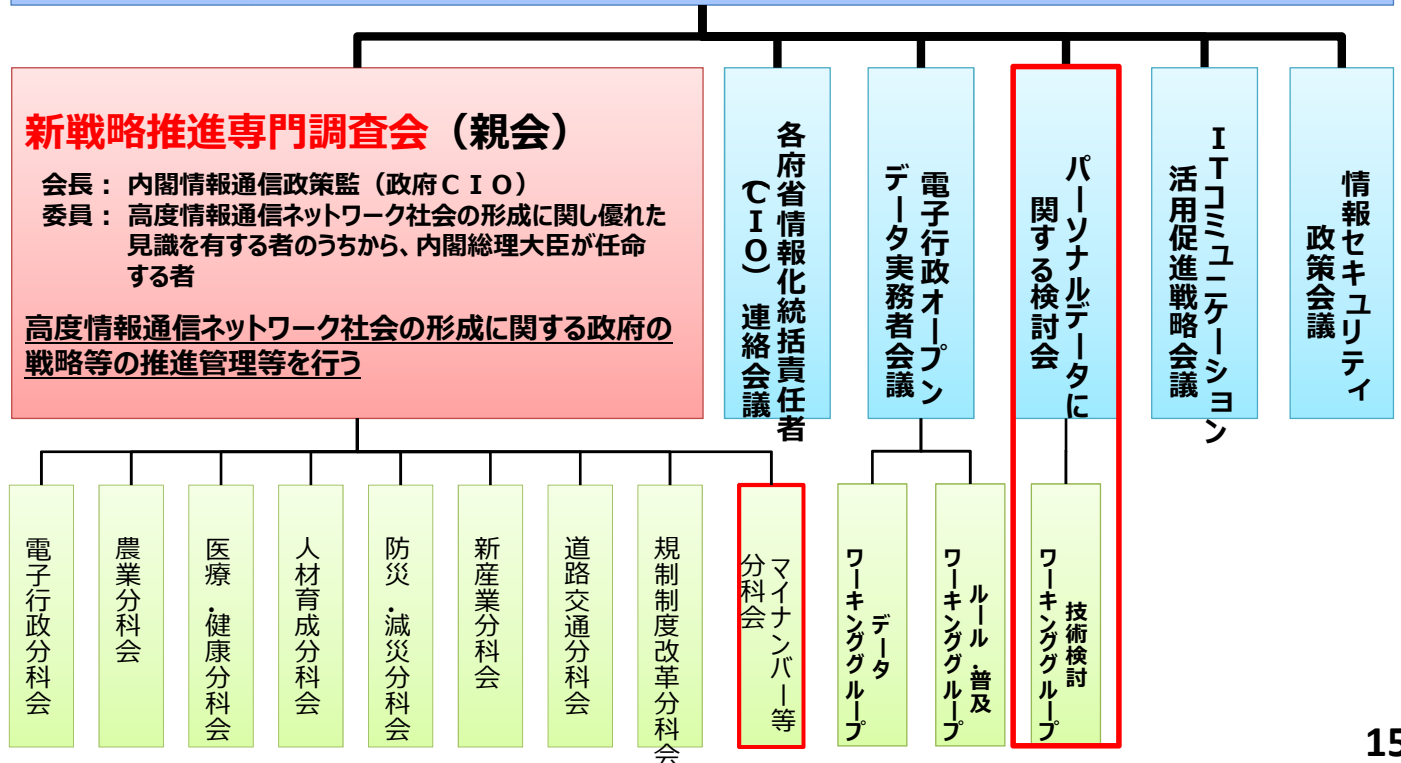
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

本部長 : 内閣総理大臣
 副本部長 : IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
 本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者 (10名以内)

新戦略推進専門調査会 (親会)

会長 : 内閣情報通信政策監 (政府CIO)
 委員 : 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う



マイナンバー等分科会について

設置趣旨

- マイナンバー制度に関しては、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」において、その導入を見据え、業務改革、個人番号カードの活用や、利便性の高いオンラインサービスを多様なチャンネルで提供する「マイガバメント」の構築等に取り組むとされているところ。
- これらにつき、平成28年1月のマイナンバー利用開始に向けて、政府全体で早急に検討を進める必要があることから、IT総合戦略本部の新戦略推進専門調査会の下に、「マイナンバー等分科会」を設置する。

検討項目

- **マイ・ポータル(仮称)／マイガバメントの在り方**
提供するコンテンツ(ワンストップ／プッシュ型サービス)及びチャンネル(PC、携帯端末、CATV等)
情報弱者対策(公共施設への端末設置、リテラシー教育等)
民間サービスとの連携 等
- **個人番号カードの利活用の促進**
搭載された公的個人認証機能の利活用(行政利用の拡大、民間利用の開放等)
搭載されたICチップの利活用(地方公共団体、民間事業者による独自サービス) 等
- **マイナンバー等の利用ニーズ・効果の洗い出し**
マイナンバーの更なる利用ニーズ・効果の洗い出し
法人番号の有効活用 等

スケジュール

6月迄に中間とりまとめを行うことを目途に、4～5回開催する予定。

16

番号制度の利活用の拡大の方向性(イメージ)

「マイナンバー」による事務効率化・公平で利便性の高いサービスの実現

- 現行法上、マイナンバーの利用が認められている行政分野(税・社会保障・防災)における情報連携による事務の効率化・公平で利便性の高いサービスを実現するとともに、他の公共的分野(金融、医療等)での利活用ニーズの洗い出しを行う。

【例】
・重複確認等の効率化による手続の迅速化(NISA(少額投資非課税制度)口座開設等)
・預金口座に紐づけ、正確な資産把握の実現(生活保護、マネーロンダリング対策、休眠口座等)
・公平かつきめ細かい公共的サービスの実現(所得連動返済型学生ローン等)

国・地方・民間の共通インフラとしての「個人番号カード」

- 国民一人ひとりに交付される個人番号カードは、民間利用が解放される公的個人認証に対応し、ICチップの空き容量を自治体独自のサービスに活用することが可能であり、国・地方・民間の共通インフラと捉え、その利活用方策を早急に検討する。

【例】
・ネットバンキングや診察・健診情報照会等、高いセキュリティを要するオンラインサービスの拡大
・自治体発行のカード(市民カード、図書カード、診察券等)の一元化や、コンビニ交付等の拡大
・保険証機能の一元化(医療機関連携の基盤整備、効率的・効果的な保険事務)

国民一人ひとりのニーズに応える「マイガバメント」の実現

- マイナンバーの利用状況や自己情報の確認、ワンストップ／プッシュ型サービスの提供を行うマイポータル(仮称)を中心に、民間サービスと連携した利便性の高いオンラインサービスを提供する「マイガバメント」を構築し、多様な利用チャンネル(モバイル端末、CATV等)を確保する。

【例】
・ワンストップ引越サービス(運転免許証、自動車登録、電気、ガス、水道等の住所変更)
・受給できる手当の通知
・納税関連書類(保険料控除証明等)や診察・健診情報のオンライン收受・管理
・簡易なログイン手段としての民間IDの利用

17

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

〔平成25年12月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定〕

1. 背景及び趣旨

- 情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータについて、個人情報保護法制定時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。
- 企業活動がグローバル化する中、国境を越えた情報の流通が極めて容易になり、国際的な調和を図る必要がある。
- 個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化が促進されるとともに、パーソナルデータが公益のために利活用される環境を整備する。さらに、事業者の負担に配慮しつつ、国際的に見て遜色のないパーソナルデータの利活用ルールの明確化と制度の見直しを早急に進める。

2. 制度見直し方針の方向性

個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さ解消等を目指して行うべき制度見直しに関する主な方向性は以下のとおり。

- (1) ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
- (2) プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
- (3) グローバル化に対応する見直し

18

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

3. 制度見直し事項

(1) 第三者機関（プライバシーコミッショナー）の体制整備

- ・ パーソナルデータの保護と利活用をバランス良く推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施などの対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。
- ・ その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

(2) 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

- ・ 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。

(3) 国際的な調和を図るために必要な事項

<諸外国の制度との調和>

諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、日本企業が円滑かつグローバルに事業が展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する。

19

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

3. 制度見直し事項（つづき）

（3）国際的な調和を図るために必要な事項（つづき）

＜他国への越境移転の制限＞

グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。

＜開示、削除等の在り方＞

取得した個人情報の本人による開示、訂正、利用停止等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

＜パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築＞

第三者機関への行政処分等の権限付与・一元化、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

＜取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い＞

取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件（個人情報数5,000件以下）の見直しと、取扱いの際の負担軽減について検討する。

＜行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い＞

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等の国際整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等に配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。

20

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

3. 制度見直し事項（つづき）

（4）プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

＜パーソナルデータの保護の目的の明確化＞

パーソナルデータの保護は、その利活用の公益性という観点も考慮しつつ、プライバシーを保護と同時に利活用を促進するために行うものであるという基本理念を明確にすることを検討する。

＜保護されるパーソナルデータの範囲の明確化＞

保護されるパーソナルデータの範囲は、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断する。また、「センシティブデータ」については新たな類型を設けて特性に応じた取扱いを行う。なお、高度に専門的知見が必要な分野におけるパーソナルデータの取扱いについては関係機関の対応等を検討する。

＜プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方＞

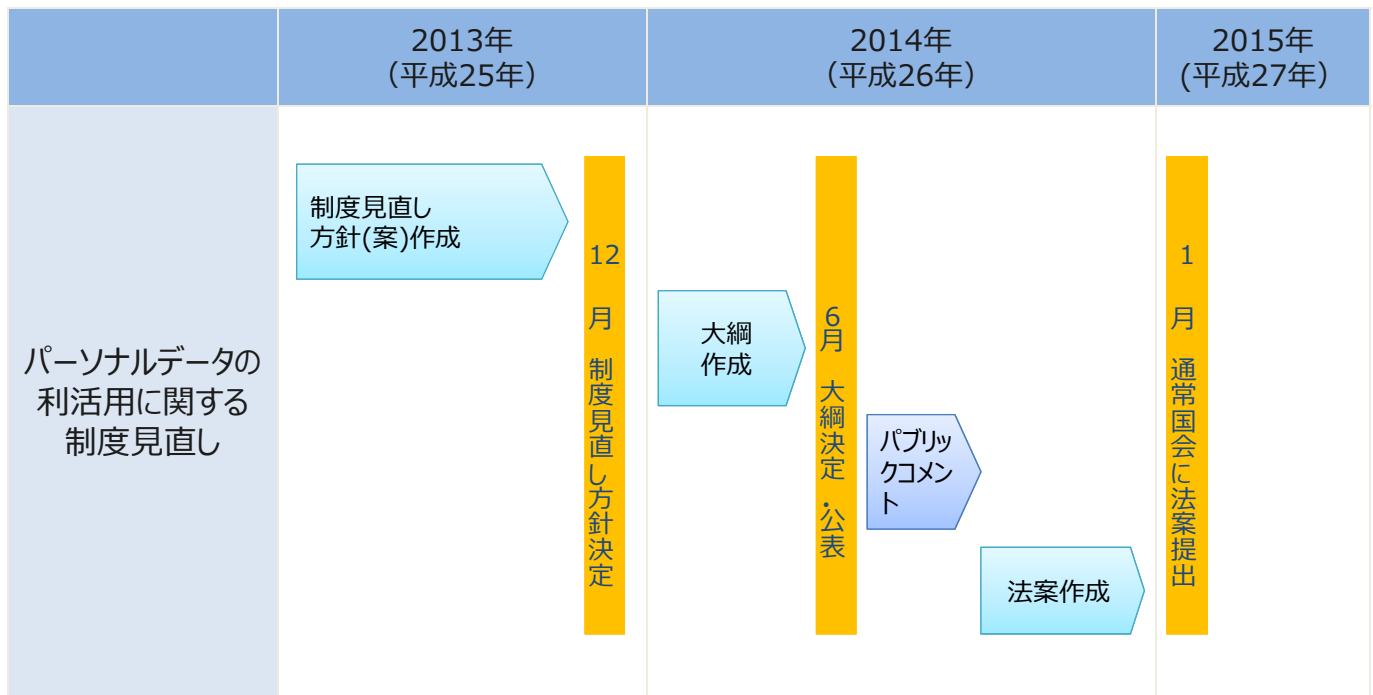
利用目的の拡大にあたって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定の在り方、パーソナルデータ取得時におけるルールの充実について検討する。また、個人情報の漏えいやその他プライバシー侵害につながるような事態発生危険性、影響に関する評価の実施、公表等について検討する。

4. 今後の進め方

- 平成26年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会への法案提出を目指すこととする。

21

ロードマップ



※ 欧米を含めた諸外国の制度についても現在変更に向けた作業が行われているため、これらとの整合性を取るためにある程度の時間が必要となる。
(例：EUデータ保護規則案 2014年4月に欧州議会本会議で採択の見込み)